

すみだフィルムコミッション（墨田区観光協会内）E-mail : fc@visit-sumida.jp

【注意事項】

依頼者は、すみだフィルムコミッション（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1.依頼者の一般的義務

- ・依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- ・依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- ・依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2.事故等の防止

- ・依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと施設側が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3.保険

- ・依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4.地域住民の合意形成、現地における調整等

- ・依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- ・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- ・依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- ・依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者の指示を遵守するものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5.第三者との関係

- ・依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- ・依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6.計画

- ・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- ・依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7.原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。

8.ロケ支援の実行

- ・当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- ・具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9.損害賠償

- ・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- ・依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10.免責

- ・当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- ・当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- ・依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11.広報

- ・依頼者は、可能な範囲で最大限、施設側の広報に協力するものとします。
- ・当団体は、依頼者に対し事前にご相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12.要請事項

- ・当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a.当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b.当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c.作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d.地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト ver. 1.0

[すみだフィルムコミッション 2021]

申請者

所属会社名及び所在地：

代表者役職名及び氏名：

撮影現場責任者氏名及び連絡先：

(作品名) _____ の墨田区内でのロケ撮影に関し、以下の新型コロナウイルス感染予防対策について、責任をもって行います。なお、原則として以下の全ての内容について確認が取れない場合、すみだフィルムコミッション（以下「すみだ FC」という。）から撮影支援が受けられないことを承諾します。

1 事前対策

- ・ ジャパン・フィルムコミッション「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年6月24日策定）」の内容を確認した。
- ・ 感染対策のため、消毒等を行う専属の衛生管理者(係)を撮影現場に配置する。
- ・ 撮影期間中、撮影関係者に、発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触(最終接触から14日間)がある者、同居家族や身近な知人の新型コロナウイルス感染が疑われる者及び過去14日以内に海外から帰国した者は従事させない。
- ・ ロケ撮影に携わる撮影関係者の緊急連絡先及び撮影2週間前までの行動記録を確認・管理している。
- ・ 撮影関係者(エキストラを含む)が撮影期間中に必要なマスク、手袋、消毒液等について用意ができています。
- ・ 撮影地において、撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合の対処法や連絡先等の確認を済ませている。

2 撮影現場における対策

- ・ 撮影現場の責任者は、すみだ FC と連絡がとれる体制になっている。
- ・ 撮影現場では、社会的距離（最低1m、できれば2m）を、可能な限り確保することを徹底する。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い及び社会的距離の確保に努めることの徹底について、撮影関係者に周知し、実施を徹底する。
- ・ 撮影関係者の検温結果を毎日確認する。
- ・ 撮影関係者の撮影中の行動が把握できる資料を一定期間管理する。
- ・ ロケ地管理者と協議の上、ロケ現場の消毒を徹底する。
- ・ ワークフローの最適化や撮影手法の工夫を行い、撮影関係者の人数を最小限にする。
- ・ 撮影関係者の人数は、原則、都が定めるイベント開催の規定人数までとし、部外者の立ち入りを制限する。

- ・ロケ撮影の際、通行人や見学者が密にならないよう、配慮を徹底する。
- ・控室を含む施設等の屋内では、定期的に換気を行い、原則マスクを着用する。また、消毒液などを設置する。
- ・ロケ撮影における車両での移動は、1台における乗車人数を最小限にする等、社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気を行いながら移動する。
- ・宿泊を伴う場合は、1人1部屋(シングルの部屋)を確保している。
- ・全ての食事は、ケータリング形式ではなく表面の汚染を防ぐ方法を用い、1個ずつパッキングされたものを提供する。
- ・食事を扱う従事者は、食事の都度、事前に手洗いや手指消毒を済ませ、マスクと手袋を着用する。
- ・飲料水は持参するよう周知し、紙皿や紙コップは使い捨てを使用する。
- ・室内で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち、必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を行う。
- ・清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し、終了後は手洗いを徹底する。
- ・ごみは全て持ち帰る。

3 撮影関係者の感染が疑われた場合の対処

- ・撮影中に撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合は、直ちに隔離を行うとともに、共有した物等を消毒する。
- ・撮影関係者の感染が確認された場合は、直ちに撮影を中断し、感染者が住んでいる自治体の保健所の指導に従う。
- ・感染が疑われる者または感染が確認された者が発生した場合は、必ずすみだ FC へ報告する。
- ・感染が確認された者及び感染が疑われる者に対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を行う。

〈問合せ〉

○すみだフィルムコミッション（すみだ FC）

電話：03-5608-6951(墨田区観光協会内) メール：fc@visit-sumida.jp

〈参考〉

○感染症対策啓発ポスター（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/>

ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月24日策定

特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションに所属する地域フィルムコミッション会員（以下、「FC」という。）が、映像撮影支援を行う際に、関係者が新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、北海道大学病院感染制御部部长石黒信久氏より、新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

FCは、映像製作者（映像作品を企画・製作する事業者をいう。以下同じ。）と一体となって、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「映像製作者へ求める具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。また、各地方自治体の方針によって撮影の条件が異なるため、ロケ撮影が行われる際は、FCは、映像製作者に対し、FCや自治体、ロケ地の管理者（以下、「FC等」という。）が設定している条件に沿ってロケ撮影を行い、地域住民へ配慮することを求める。

2. 感染防止のための基本的な考え方

F Cは、映像製作者が、適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環境での撮影を企画・製作するよう、別紙の「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト（以下、単に「チェックリスト」という。）」等を活用し、映像製作者が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じていることを確認した上で、ロケ撮影の受入れを調整する。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 映像撮影支援において、映像製作者へ求める具体的な対策

映像製作者が撮影を行う際は、一般社団法人日本映画製作者連盟等が策定している感染予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うことを基本とし、併せて、映像製作者に対し、以下の対策を求める。

① F C等との関係

- ・映像製作者は、撮影支援を依頼する際に、別紙のチェックリストをFC等へ提出し、感染予防対策を講じていることを報告する。チェックリストの提出がない場合は、撮影支援が受けられない場合があることを理解する。
- ・映像製作者は、感染者または感染の疑いのある者が発生した場合に備え、撮影現場に携わるすべての撮影関係者（制作する作品の出演者及びその撮影に関わるスタッフをいう。以下単に「撮影関係者」という。）の緊急連絡先及び撮影前2週間分及び撮影期間中の行動記録を、代表者が確認し、それらを3週間以上管理する。
- ・映像製作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者はFC等との情報共有、対応、及び協力に努める。
- ・映像製作者は、撮影支援を受けるにあたっては、FC等の撮影協力者の意向を尊重し、撮影プラン等を、FC等と事前に協議する。
- ・映像製作者は、撮影終了後14日以内に、撮影関係者から感染者または感染の疑いのある者が発生したときは、FC等へ報告する。

② 感染予防対策について

- ・発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（最終接触から14日間）がある者、同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる者、過去14日以内に海外から帰国した者（以下、「有症状者等」という。）は、撮影関係者として従事させない。

- ・衛生管理者(係)を配置し、衛生管理者(係)は撮影関係者の感染予防の徹底と、施設等の使用した場所の消毒を行う。

③ 屋内での撮影について

- ・施設等の屋内での撮影においては、撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、施設の広さを考慮し、社会的距離（できるだけ2 m（最低1 m））を確保する等3密とならない状況で撮影を行う。一度に許される撮影関係者の人数は、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・施設等の屋内では、定期的に換気を行い、原則マスクを着用する。
- ・撮影後は、事前にロケ地管理者と協議した上で、映像製作者の責任において、必ず消毒を行う。

④ 屋外でのロケ撮影について

- ・ロケ撮影に伴う撮影関係者の移動については、社会的距離（できるだけ2 m（最低1 m））を確保する等3密を避けるとともに、手洗いや手指消毒及びマスクの着用等の感染予防対策を必ず講じる。
- ・撮影場所においては、一度に許される撮影関係者の人数を、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・車輦での移動については、車輦内の消毒を適切に行う。また、乗車時はマスクを着用するとともに、1台における乗車人数を最小限にする等の社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気を行いながら移動する。

⑤ 休憩場所での対策

休憩室・控室等の利用については定期的な換気を心がけ、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- ・同時に多くの人が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- ・消毒液などを設置する
- ・休憩室や控室では、マスクを着用する。
- ・休憩室や控室で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。
- ・飲料水は持参するよう周知する。
- ・使い捨ての紙皿や紙コップを使用する。
- ・飲食後のごみは持ち帰りとする 것을推奨する。

⑥ エキストラ募集の協力

- ・FC 等が協力するエキストラの募集は、原則として行わない。

⑦ 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・撮影中に感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、直ちに帰宅させ、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。また、共有した物等を消毒するとともに、直ちに FC 等へ連絡する。また、対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低 48 時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対する PCR 検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低 48 時間の経過期を経るまでは従事させない。

⑧ 保健所との関係

- ・感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4. 映像撮影支援において、FC 等が行う具体的な対策

① チェックリストの確認

- ・撮影支援の依頼を受ける際は、映像製作者へチェックリストの提出を依頼し、内容を確認した上で、ロケ地管理者等への協力を依頼する等の調整を行う。
- ・撮影支援を行う際は、撮影関係者の撮影前 2 週間分及び撮影期間中の行動記録の確認・管理を求める。
- ・チェックリストの内容が順守されていることを確認し、映像製作者と連携して情報共有に努める。

② FC 等の担当者の感染防止策

- ・マスクの着用や手洗いを徹底する。
- ・衣服はこまめに洗濯する。
- ・有症状者等は、従事させない。
- ・検温は毎日必ず行い、発熱等の感染の症状がある場合は自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。
- ・FC 担当者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

③ 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について、FC 等の担当者に周知・広報する。

- 有症状者等は原則として従事しない
- 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- 社会的距離（できるだけ2 m（最低1 m）を確保することの徹底

④ 保健所との関係

- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・事前に地域の保健所と対策の確認を行う。
- ・撮影中に感染者や感染が疑われる者が発生した場合に備え、保健所の連絡先や対策を確認し、映像製作者にも共有する。
- ・FC等の担当者に感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

⑤ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、直ちに帰宅させ、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。
- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事させない。

5. 海外からの映像製作者及び撮影関係者について

海外からの映像製作者及び撮影関係者についても、本ガイドライン等に基づいて行動することを求める。